

相 談 事 例

ID : 03-02-004

相談タイトル

賃貸住宅住人のペットの管理について

Q：ご相談内容

近隣のアパートに住む住人が、飼っている猫を、夜になると放し飼いにする。相談者の家の庭を荒らしたり、車にキズをつけたりしている。動物管理センター、管理会社、市の職員等にも相談したが、対応してもらえない。管理会社からは、「こんな車、価値は無い」などと言われ、家主の方も高齢で、話をするのは娘さんになっているらしい。どこかオーナーさんに連絡して対応してくれる機関はないのか。アパートはペット不可の物件である。警察にも連絡している。

A：回答

ペット不可の物件で、ペットを飼っているという事ですと、入居者の方が契約に反した行為をしていることですので、管理会社から入居者に話をしてもらおうことだと思います。家主の方が高齢で話が通じるか心配なのであれば、家主の娘さんに窓口になってもらえないか確認してみたらどうでしょうか。宅地建物取引業法上での違反行為等があれば、宅建業の許可権者である県等から指導する事もあります。